

広島県告示第七百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、
広島県広島ヘリポートの使用料徴収事務を次のとおり委託した。

令和二年六月四日

広島県知事 湯崎英彦

委託を受けた者	名 称	株式会社日本空港コンサル ンツ 代表取締役 池上 正春
住所	住所	東京都中央区勝どき一丁目一 三番一号 東京都中央区京橋三丁目一三 番一号
委託した年月日 （委託期間）	令和二年四月一日 （令和二年四月一日） 令和三年三月三十一日	